

特別職の職員の給与に関する法律の 一部を改正する法律案の概要

- 一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定

1 特別給（ボーナス）の改定【令和2年12月期から改定】

内閣総理大臣等の特別給を、一般職の指定職職員に準じて改定
年間3.40月分 → 3.35月分（0.05月分引下げ）

2 施行期日

公布の日（一部の規定は令和3年4月1日）